

福岡都市圏向けインフルエンサー招聘業務 仕様書

1. 委託業務名

福岡都市圏向けインフルエンサー招聘業務

2. 業務内容

福岡都市圏を中心に影響力を有するインフルエンサーを招聘し、1泊2日で佐世保市及び周辺地域の観光資源、食、景観、体験コンテンツ等を実際に体感いただくことで、SNSを活用した情報発信を促進し、若年層及び旅行関心層への認知拡大と誘客促進を図ることを目的とする。特に、福岡からアクセスしやすい週末旅先としての魅力発信を強化し、写真・動画による拡散効果を高めることを重視する。

(1) 福岡都市圏向けインフルエンサー招聘業務

①インフルエンサーの招聘

Instagram または TikTok での国内への情報発信力が高い、次項の条件を満たすインフルエンサーを1泊2日で招聘し、情報発信していただくこと。

・インフルエンサー招聘組数 5組以上

開催日程(案)	令和8年11月21日(土)～22日(日) 予定 雨天決行、ただし天候等により実施自体が実施不能になった場合は11月29日(日)～30日(月)(仮)に変更
招聘条件	・Instagram または TikTok の総フォロワー数5万人以上 ・企業や自治体とタイアップ経験があること ・リール動画またはTikTok 動画やInstagram フィード又はストーリーズ等による情報発信を行えること(情報発信は後日でも可だが、取材後概ね1ヶ月以内に行うこと。) ・各 SNS のタイアップ投稿ラベル等の広告表示機能を活用するとともに、『#PR』等の適切な広告表示を行うこと。
取材内容	・佐世保市内のグルメ(佐世保バーガー、レモンステーキ、九十九島かきや九十九島ひらまさなどの九十九島海鮮) ・九十九島水族館海きらら、九十九島遊覧船パールクィーン 等

(2) 現地運営

インフルエンサー招聘に必要な行程管理を行い、移動手段の手配(佐世保市内の移動は貸し切りバス等を想定。原則として各インフルエンサーの居住地(福岡都市圏を想定)から佐世保市までの手配も含む)、飲食手配、施設調整、撮影支援、SNS 投稿サポート、緊急時対応等を行う運営スタッフを配置すること。

行程については、福岡在住の若年層及び旅行関心層をターゲットとし、招聘するインフルエンサーに佐世保市の魅力を十分に体感してもらい、効果的な情報発信につながるようなコースを提案すること。また、各インフルエンサーに対して積極的な情報発信を促し、必要なサポートを行うこと。

(3) アンケート調査

招聘者に対し、訪問先の評価や観光素材に関するヒアリング・アンケートを実施し、分析を行うこと。ヒアリング・アンケート内容（Google フォーム）は当協会から提供する。

(4) 各情報発信の結果報告書の提出

取得可能な範囲で、インフルエンサーが発信した投稿の内容やリーチ数、インプレッション保存数、再生回数、エンゲージメント数、エンゲージメント率等ユーザーの反応をまとめた結果報告書を作成し提出すること。

(5) その他

・本業務の実施にあたり必要となる取材及び撮影に係る旅費、交通費、飲食費、施設使用料等の諸経費は、原則として本業務委託料に含むものとする。必要な場合、委託費の中からインフルエンサーへの謝礼その他の報酬の支払いを行うことを可能とする。

尚、宿泊費については、招聘するインフルエンサー1組あたりの参加人数を原則2名以内とし、全体で上限10名分まで当協会が負担する。また、特別な許可や調整を要する撮影等が発生する場合は、事前に当協会と協議の上、対応すること。

・受託者において同行対応を行うこと。なお、当協会職員も同行する。

3. 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

4. 業務にかかる委託料上限額

上限1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む、税抜金額909,090円）

5. 成果品の納品について

(1) 成果品

- ①業務完了報告書 ※佐世保観光コンベンション協会規定の定型書式あり
- ②情報発信の結果をまとめた報告書

(2) 納品期日

令和9年3月15日（月）

※早期納品が可能な場合は、早期検収を受け付ける

(3) 納品方法

郵送、持参

- (4) 納品場所 〒857-0863 佐世保市三浦町 21-1 J R 佐世保駅構内
(公財) 佐世保観光コンベンション協会
事業部誘致宣伝課 (担当) 横山
MAIL sasebo.pr@sasebo-sight.com

6. その他

- (1) 事業に係る細部については、受託候補者決定後 (公財) 佐世保観光コンベンション協会と受託候補者の協議のうえ、決定するものとする。
- (2) 事業の実施にあたっては、業務のスケジュールを提出し、そのスケジュールに沿って事業を進めること。
- (3) その他仕様書に記載のないものについては、(公財) 佐世保観光コンベンション協会と受託候補者の協議の上、決定する。
- (4) 本業務の実施に必要となる第三者の著作権、肖像権等については、受託者の責任において必要な許諾を得ること。なお、権利関係に関する問題が発生した場合は、受託者の責任において対応するものとする。

以上